様式第１号（第５条関係）

周防大島町東京圏等移住支援事業支援金支給申請書

年　　　月　　　日

周防大島町長　　　　　　　　　　様

周防大島町東京圏等移住支援事業支援金交付要綱第５条の規定により、支援金の交付について申請します。

また、同要綱第６条第１項に規定する審査に必要な、住民基本台帳等の記録、税情報等を照会することに同意します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 |  |  | 生年月日 |  年 月 日 |
| 住　　所 | 〒 | 連絡先 |  |
| ＜認定内容＞※該当するものに☑をご記入ください１　□就業（一般）　／　□就業（専門人材）　／　□創業　／□テレワーク　／　□関係人口　 ２　□単身世帯 ／　□２人以上の世帯　（申請者を除く家族の人数　　　　　人） |
| (ﾌﾘｶﾞﾅ)世帯員の氏名 | 続柄 | 生年月日（転入時の満年齢） | 周防大島町における新たな勤務先（学校）の名称 |
| 1 |  |  | 年 月 日 （ 歳） |  |
| 2 |  |  | 年 月 日 （ 歳） |  |
| 3 |  |  | 年 月 日 （ 歳） |  |
| 4 |  |  | 年 月 日 （ 歳） |  |
| 5 |  |  | 年 月 日 （ 歳） |  |

２　各種確認事項（該当するものに〇を付けてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別紙「移住支援金の交付申請に関する契約事項」に記載された内容について | Ａ．誓約する | Ｂ．誓約しない |
| 別紙「周防大島町東京圏等移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ．誓約する | Ｂ．誓約しない |
| 申請日から５年以上継続して、周防大島町に居住し、かつ、就業又は創業する意思について | Ａ．誓約する | Ｂ．誓約しない |
| （テレワークの場合のみ記載）周防大島町への移住の意志について | Ａ．自己の意志である | Ｂ．所属からの命令である |

* 各種確認事項のＢに〇を付けた場合は、移住支援金の支給対象になりません。

３　周防大島町へ転入するまでの移住元の住所

（注）５年以上の在住履歴をご記入ください

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　間 | 住　　所 |
|  | 〒 |
|  | 〒 |
|  | 〒 |
|  | 〒 |
|  | 〒 |

４　対象地域への在勤履歴（大学等への通学期間を移住元としての対象期間に含める場合はその期間も記入してください）

　（注）５年以上の在勤履歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　　間 | 就業先（大学等） | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

５　移住後の生活状況

（テレワークによる移住者に該当する場合のみ記入してください）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住　　所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　回程度　／　行くことはない／その他（ |

６　支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金　　　　　　　　　　　　円

別紙

□移住支援金の交付申請に関する契約事項

１　「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」及び「周防大島町東京圏等移住支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び周防大島町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」、「山口県移住支援事業補助金（創業）及び創業支援事業」及び「周防大島町東京圏等移住支援事業支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から３年未満に周防大島町以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」、「山口県移住支援事業補助金（創業）及び創業支援事業」実施要領及び「周防大島町東京圏等移住支援事業交付要綱」に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(5)移住支援金の申請日から３年以上５年以内に周防大島町以外の市区町村に転出した

場合：半額

□「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」及び「周防大島町東京圏等移住支援事業」に係る個人情報の取扱い

山口県及び周防大島町は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」及び「周防大島町東京圏等移住支援事業」の実施に際して得た個人情報について、山口県及び周防大島町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、山口県及び周防大島町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。